

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	中広南地区 (千鳥ヶ浜集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地の7割を占める水田(南面)は大半が開拓農協によって耕作されているものの、残り3割の畠地(北面)は、主に所有者が耕作しており、耕作者の高齢化やそれに伴う農業後継者の確保が課題である。
- ・水田では長年、飼料作物の単一栽培による利用が行われたため、用排水設備が老朽化しており、水稻栽培が極めて困難な状態である。
- ・地域の活性化を図るために新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田地帯は、引き続き飼料作物を主要作物に、一部は施設イチゴを栽培する一方、畠地帯はレモン、施設ミツバ等果樹・野菜の栽培を中心とする。また、市、県と連携して新たな高収益作物の導入や減農薬、減化学肥料の取組を検討する。
- ・規模拡大を希望する担い手に農地の集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受入れが可能な仕組みづくりを整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

今後、離農する農家が多く見込まれるため、担い手等への農地の集積・集約化を基本として、農地バンクを活用した農地の貸付を進めていく。当面は耕作を希望する所有者にあっては、土地への愛着も大きいことから、現状どおりの耕作を基本とするが、担い手の省力化・低コスト化についての検討を含めて、集落全体で効率的な農地の利用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地の集約化と、担い手が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に、農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができるよう、出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した用排水設備の再整備化について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

将来的に耕作されない可能性の高い農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

②有機・減農薬・減化学肥料農業の取組方針

収益性の向上を図るために堆きゅう肥の施用、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む。

④畑地化の取組方針

飼料作物(畑作物)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。

⑤果樹等の取組方針

レモン栽培の規模拡大を目指すとともに、ミツバの生産やミツバを活用した6次化、施設イチゴ栽培等により地域農業・農地を守っていく。

⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針

地域住民・担い手農家・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道等の維持管理に取り組む。

⑨耕畜連携

集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、牛糞堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

赤穂市 中広(千鳥)

